

○宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用細則

(平成 20 年 10 月 28 日)

改正 平成 21 年 3 月 24 日 平成 30 年 11 月 20 日

令和 2 年 7 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス規程（以下「規程」という。）第 5 条に基づき、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス（以下「ハウス」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用時間帯)

第 2 条 ハウスの使用時間帯は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日帰りの場合 午前 10 時から午後 4 時
- (2) 宿泊の場合 午前 10 時から退所日の午前 10 時まで

2 特別の事情により前項の使用時間帯以外で使用を希望する場合は、第 5 条に規定する使用願（別紙様式 1。以下同じ。）を提出する際に、希望する使用時間帯及び理由を記載のうえ申請し、所長の許可を得なければならない。

(使用の休止)

第 3 条 ハウスは、次の各号に掲げる期日については、原則として使用を休止する。

- (1) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで
- (2) 夏季一斉休業を実施する場合はその日
- (3) 所長が管理上必要と認めた日
- (4) その他学長が定める日

(使用責任者)

第 4 条 ハウスを使用する場合には、使用者は、使用する者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、宇都宮大学（以下「本学」という。）の学生及び国立大学法人宇都宮大学（以下「法人」という。）の職員が使用する場合は、法人の職員とし、他大学等の学生及び職員が使用する場合は、当該大学等の職員とする。

(使用願等)

第 5 条 使用責任者は、原則として使用開始日の 20 日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに、使用願及び使用者名簿（別紙様式 2）を修学支援課に提出し、所長の使用許可を得なければならない。

2 所長は、前項の使用願を適当と認めた場合は、使用許可書（別紙様式 3）を交付するものとする。

(変更の申出)

第6条 使用責任者は、使用許可書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所長に申し出なければならない。

(使用料)

第7条 ハウスを使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、本学の教育課程による実験・実習又は教育・研究を行う場合に日帰りで使用する場合は、又は法人の職員がハウスの維持管理に係る業務を行う場合は、納付を要しないものとする。

2 使用料は、財務課へ一括で前納するものとする。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、第9条第3号の規定により許可を取り消し、又は使用を中止させた場合は、その全部を返還することがある。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第8条 使用者は、使用目的以外に使用し又は他に転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第9条 所長は、次の各号に掲げる場合には、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者が使用許可条件に違反した場合

(2) 使用願に虚偽の記載があった場合

(3) ハウスの維持管理上必要と認めた場合

(施設等の防火及び保全)

第10条 使用者は、施設、設備及び備品等の防火及び保全に努めなければならない。

(損害の弁償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品等を損壊、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を所長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、ハウスの使用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成20年11月1日から施行する。

2 この細則の施行日の前日において、宇都宮大学農学部附属演習林実習宿泊施設使用要項第5条第2項により使用許可を受けている者については、この細則第5条第2項による使用許可を受けたものとみなす。

附 則(平成21年3月24日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日以前に使用許可を受けた者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年11月20日)

この細則は、平成30年11月20日から施行する。

附 則(令和2年7月1日)

この細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和6年3月31日以前に使用許可を受けた者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和7年3月31日までの経過措置)

第2条 この細則の施行後に、本学の学生又は法人の職員が使用許可を受け、かつ、使用期間が令和7年3月31日までのものについては、改正後の第7条の規定にかかわらず、次の使用料とする。

附則別表第1(第7条関係)

使用の範囲	使用料		
	日帰り	宿泊	
	1人につき	1人1泊につき	2泊目以降, 1人1泊につき
規程第2条第1項第1号によるもの	0円	0円	0円
規程第2条第1項第2号によるもの	0円	700円	0円
規程第2条第1項第3号によるもの	0円	700円	0円

別表

使用の範囲	使用料		
	日帰り	宿泊	
	1人につき	1人1泊につき	2泊目以降, 1人1泊につき
規程第2条第1項第1号によるもの	0円	1,000円	0円

の			
規程第2条第1項第2号によるもの	0円	1,500円	100円
規程第2条第1項第3号によるもの	0円	1,500円	100円
規程第2条第1項第4号によるもの	300円	2,000円	1,000円
規程第2条第1項第5号によるもの	300円	3,000円	1,000円
規程第2条第1項第6号によるもの	300円	3,000円	1,000円

別紙様式1

日光自然ふれあいハウス使用願

[別紙参照]

別紙様式2

使用者名簿

[別紙参照]

別紙様式3

日光自然ふれあいハウス使用許可書

[別紙参照]

別紙様式 1

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用願

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス所長 殿

使用責任者

住所 _____
 所属機関・部署等 _____
 氏名 _____
 携帯電話番号 _____
 E-mailアドレス _____

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用細則（以下「細則」という。）を遵守いたしますので、下記による使用を許可願います。

記

使用目的	
規程第2条第1項に定める使用の範囲 <small>（第1号に該当する場合は、授業科目等の名称を記入願います）</small>	<input type="checkbox"/> (1) 本学の教育課程により実験・実習又は教育・研究を行う場合 授業科目等の名称： _____
	<input type="checkbox"/> (2) 本学の学生又は法人の職員が企画する教育・研究又は社会貢献活動を行う場合
	<input type="checkbox"/> (3) 本学の学生又は法人の職員が自然体験活動を行う場合
	<input type="checkbox"/> (4) 他大学等の学生が実験・実習又は教育・研究を行う場合
	<input type="checkbox"/> (5) 他大学等の職員等が実験・実習又は教育・研究を行う場合
	<input type="checkbox"/> (6) その他
使用人員	_____ 名
使用期間	(自) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (至) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 <input type="checkbox"/> 宿泊 _____ 泊 _____ 日の利用 <input type="checkbox"/> 日帰り _____ 日間の利用
細則第2条第1項に定める使用時間帯以外を使用する理由	
駐車場利用	_____ 台
備考	

- ※1 使用料は、使用許可書に基づき、本学が別途指示する日までに一括で前納願います。
- 2 駐車場利用は、「希望する」または「希望しない」のいずれかを選択し、希望する場合は車の台数を記入願います。
- 3 緊急時等に電話連絡をする場合がありますので、携帯電話番号を記入願います。
- 4 使用料支払いに係る領収書は、支払者名義のみで発行可能です。必要な場合は、備考欄に記入願います。

受付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用者名簿

番号	氏名	所属	性別	学籍番号 (本学の学生のみ)	区分	備考
1						使用責任者
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※1 使用者名簿は、使用願とともに提出願います。

2 区分については、「本学の学生」、「法人の職員」、「他大学等の学生」、「他大学等の職員等」、
「その他の者」のいずれかを選択し記入願います。

3 所属については、本学の学生及び法人の職員にあつては「学部・学科等」を、左記以外の者にあつては
「機関」及び「学部・学科等（又は部署等）」を記入願います。

4 性別については、「男」、「女」、「その他」のいずれかを選択し記入願います。

年 月 日

使用責任者

殿

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス所長

【公印省略】

年 月 日 寸けで申請のありました使用願については、
宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用規則及び宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用心得を遵守することを条件として、下記のとおり使用を許可します。

記

使用目的							
使用人員	名						
使用期間	(自)	年	月	日	時 分		
	(至)	年	月	日	時 分		
	<input type="checkbox"/> 宿泊	泊	日の利用	<input type="checkbox"/> 日帰り	日間の利用		
使用料	円 (内訳は以下のとおり)						
規程第2条第1項第1号 によるもの	日帰り	¥0	×	人	×	日	=
	宿泊(1泊)	¥1,000	×	人	×	日	=
	宿泊(2泊目以降)	¥0	×	人	×	日	=
規程第2条第1項第2号 又は第3号によるもの	日帰り	¥0	×	人	×	日	=
	宿泊(1泊)	¥1,500	×	人	×	日	=
	宿泊(2泊目以降)	¥100	×	人	×	日	=
規程第2条第1項第4号 によるもの	日帰り	¥300	×	人	×	日	=
	宿泊(1泊)	¥2,000	×	人	×	日	=
	宿泊(2泊目以降)	¥1,000	×	人	×	日	=
規程第2条第1項第5号 又は第6号によるもの	日帰り	¥300	×	人	×	日	=
	宿泊(1泊)	¥3,000	×	人	×	日	=
	宿泊(2泊目以降)	¥1,000	×	人	×	日	=
振込先	足利銀行 峰町支店 普通 3 2 1 7 3 3 4 口座名義人 国立大学法人宇都宮大学 学長○○○○						
細則第2条第1項に 定める使用時間帯以 外を使用する理由							
駐車場利用	台						
備考							

- ※ 1 使用料は、本学が別途指示する日までに一括で納付願います。
 2 使用料の納付前に使用人員等の変更がある場合は、速やかに申し出て下さい。
 3 振込手数料は、別途負担願います。
 4 宿泊施設の使用の際、管理人に本許可書を提示願います。
 5 入退館手続きは、管理人常駐時間内に限ります。
 6 入館手続き後、管理人常駐時間外にハウス内が無人(全員での時間外帰館・外出)とならないように使用願います。
 7 管理人常駐時間 午前8時30分から午後5時15分